

事務所通信

2020年9月

中山貴子社会保険労務士事務所

ようやく秋めいてきましたがいかがお過ごしでしょうか。

既にご連絡の通り、8月1日より事務所を移転しました。桜新町駅トホ5分で、風通しが良く明るい室内で快適です。応接スペースが欲しいこともあって移転しましたので、ご相談事などある際や、近くにお立ち寄りの際はお気軽にお越し頂けたら幸いです。

もちろん、面面对応を気にされる方等には、**ZOOM**での**ご対応も可能です**。また、今月は**HP**も**リニューアル**しました！ぜひHPにもお立ち寄りください。

さて、社会が音を立てて変革する中、法改正も順次なされています。

【厚労省関係資料】

■複数事業労働者への労災保険給付～わかりやすい解説

<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

■「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000192845.pdf>

■失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変わります

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000642296.pdf>

■厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202009/20200901.html>

■令和2年度地域別最低賃金改定状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

働き方改革の流れで、政府は平成29年3月に「働き方改革実行計画」において**兼業・副業の推進**の方針を表明しました。平成30年には「モデル就業規則」をこれに沿って改定し、副業・兼業のための法整備を進めてきましたが、今月からはいよいよ**労災に関する改正法が施行**されます（記事）。それに伴い、「**兼業・副業の促進に関するガイドライン**」改定もなされています。

また、年金についても年金制度強化のための大きな改正が今年6月に公布されていますので順次お伝えできればと思います。

本紙について、ご不明点等ありましたらぜひご連絡ください。

〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-8石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士 中山貴子

記事内容

■法改正等

- ・厚年：上限65万円に
- ・最低賃金：・2020年度の最低賃金が交付されました。
- ・雇保：「月80時間以上」の月も被保険者期間1か月としてカウント出来るようになりました！
- ・雇保：自己都合離職の給付制限期間が2か月に短縮されます。
- ・労災：ダブルワーカーの保険給付等が変更！（兼業・副業関係）

■事務所ニュース

- ・HPリニューアルしました。



↑事務所の癒し系です。

■法改正等

(厚年) 標準報酬の上限改定

これまでの62万円が最高月額でしたが、この上に1等級増え、65万円が最高月額となります。(2020年9月から)

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第3 1級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第3 2級	650,000円	635,000円以上

余談ですが、厚年の最高等級が改定(引き上げ)されるのは、平成12年以来です。引き上げにはルールがあり、年度末(3月末)時点で、最高月額が、全被保険者の標準報酬月額の平均額の2倍を超え、その状態が継続すると認められる時に変更できるとされています。標準報酬月額の平均値が上がっているということになります。

上限等級該当者には現在620千円の報酬月額で通知されていますが、9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送付されます。

(最低賃金) 2020年度の東京の地域別最低賃金は、昨年同様の**1,013円**です。

(雇保) 「被保険者期間」の1か月のカウント方法が変わります

例えば、失業給付を受ける際には、離職以前2年間に「被保険者期間」が12か月以上あることが必要ですが(自己都合等の場合)、この「被保険者期間」は、賃金支払の基礎となった日数が「11日以上」ある月を1か月としてカウントしていましたが、加えて、「賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月」も1か月としてカウントできるようになりました。(先月8月から)

つまり、1日1時間で11日働いた月(11時間)も、1日8時間で10日働いた月(80時間)も1か月としてカウントできるということになります。(これまでは後者は該当しませんでした)

(雇保) 自己都合離職者の失業給付等の制限期間が変わります。

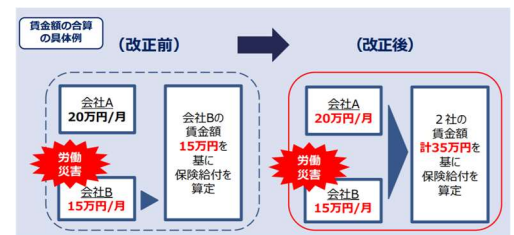
これまでは、「3か月」の制限期間⇒10月1日以降の退職者については「2か月」に短縮。

(労災) ダブルワーカー関係の変更

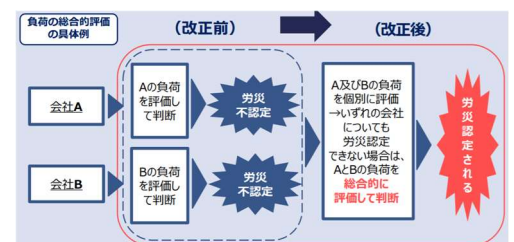
副業・兼業が政府方針でも解禁となり、複数の事業所で働く人が増えてきます。そこで、複数事業所で働くダブルワーカー関係の法整備がなされてきています。(2020年9月以降の労災事故に適用)

今回の主な改正点は次の2つです。

① 賃金額を合算して保険給付額等を決定する。(↓厚労省リーフレットより)



② 負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価(↓厚労省リーフレットより)



今後、事業主として兼業・副業の社内整備を行うとともに、従業員の方の兼業・副業の状況についてきちんと把握し、話しあっておくことが大切になります。

中山貴子社会保険労務士事務所

〒154-0015世田谷区桜新町1-40-8石田ビル202

特定社会保険労務士 中山貴子

<https://中山社労士.com>